

個人使用目的の医薬品の輸出入について

(法改正に伴う変更があります。ご注意ください。)

I. 2014年3月7日より当国の薬事法が改正され、医薬品の個人使用目的によるEU圏内への持ち込み、及びEU圏外への持ち出しに関する規定が以下の通り変更されました。

(法第16条：2014年3月7日施行)

- 個人による医薬品の輸出入は禁止する。
- ただし、本人及び近親者の使用、又は第三者の依頼により、あるいはペットの為に、治療に要する使用量を、手荷物と一緒に持ち込み、又は持ち出すことは認める。
 1. 急性疾患の場合は最長3週間分とする。
 2. 長期使用を要する慢性疾患の場合は処方用量に従い最長3か月分とするが、当人が税関当局に目的地の滞在許可証を提示すれば、違法薬物としての別の定めがない限り、例外的に最長12ヶ月分とする。
- 上記の理由で医薬品を持ち込む場合は、医師又は獣医師の処方箋を必要とする。また、税関当局は当人に対し、処方箋の提示を要求できる。

II. 新法の施行により、非EU諸国から送られてきた医薬品を当地で荷受けすること(注:個人輸入を含む)、及び当地から非EU諸国へ医薬品を発送すること(注:個人輸出を含む)は禁止されています。そのような違法行為があった場合、当該医薬品はスロベニア税関当局により没収・廃棄されます。また、当事者には廃棄費用が課せられますのでご注意ください。

他方、医薬品をご自身の手荷物と一緒に持ち込み、又は持ち出したり、ご家族やご友人に持ち込み・持ち出しを依頼することは認められています(注:いずれの場合も個人使用目的に限る)。その場合には、医薬品の処方箋(英語、コピー可)に加え、医師又は獣医師の診断書(英語、コピー可)を持参することをお勧めします。

詳しくは、在京スロベニア大使館(電話:03-5468-6275)にお問い合わせ下さい。